

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立（以下「本件埋立」という。）に対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(県民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、本件埋立の賛否について県民による投票（以下「県民投票」という。）を実施する。

(県民投票事務の執行)

第3条 県民投票に関する事務は、知事が執行する。

(投票資格者)

第4条 県民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、第5条第2項の規定による告示の日において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第9条の規定により、沖縄県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者とする。

2 知事は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

(県民投票の実施・投票日)

第5条 県民投票は、この条例の公布の日から起算して6か月以内に実施しなければならない。

2 県民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票所における投票)

第6条 投票資格者は、投票日に自ら県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 県民投票は、一人一票とする。

3 投票は、秘密投票とする。

(投票の方式)

第7条 投票資格者は、本件埋立に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは

投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

- 2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、規則が定める事由により、投票日に自ら投票することができない投票資格者は、規則が定めるところによって投票をすることができる。

(投票の効力)

第8条 投票の効力の決定に際しては、次項の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(3) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別しがたいもの

(投票結果の尊重)

第9条 県民投票において、賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事はその結果を直ちに告示するとともに、これを尊重しなければならない。

- 2 知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。

(情報の提供)

第10条 知事は、県民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

- 2 前項の広報活動及び情報の提供に際しては、本件埋立についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第11条 県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(事務処理の特例)

第12条 第3条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の17の2の規定に基づき、市町村の事務とすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月20日提出

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

理 由

地方自治法第74条第1項の規定により、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定の請求がなされ、これを受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて付議するものである。

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例案に対する意見書

地方自治法第74条による直接請求は、間接民主主義を補完し、住民自治の徹底を期するものであります。

本条例の制定請求は、請求に必要な署名数を大きく上回る約93,000筆の署名をもってなされました。これは、県民投票を通じて、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否についての意思を表明し、その結果を県政に直接反映させたいという多くの県民の思いの表れと考えております。

翁長前知事は、県民投票について「県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、今回の県民投票は意義があるものと考えております。」と述べておりましたが、私も同様に意義があるものと考えております。

なお、本条例案については、条例制定請求の趣旨を逸脱しない範囲で、市町村の事務の明確化、字句の整理等法制面から別紙のとおり修正されることが必要と考えております。

別紙

第1条中「米軍基地建設のための埋立」は「米軍基地建設のための埋立て」に、「本件埋立」は「本件埋立て」に修正することが適当である。

第2条中「本件埋立」は「本件埋立て」に修正することが適当である。

第4条の見出しは「(投票資格者等)」に、同条第1項中「第5条第2項」は「次条第2項」に、「告示の日」は「告示の日の前日」に、「昭和二十五年法律第百号」は「昭和25年法律第100号」に、「有する者とする」は「有する者(同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。)とする」に修正することが適当である。

第5条の見出し中「実施・投票日」は「実施等」に修正することが適当である。

第6条第1項中「県民投票を行う場所(以下「投票所」という。)」は「投票所」に、同条第2項中「一人一票」は「1人1票」に、同条第3項中「投票は」は「県民投票は」に修正することが適当である。

第7条第1項中「本件埋立」は「本件埋立て」に、同条第2項中「規則が定める事由」は「規則で定める事由」に、「投票することができない」は「投票することができないと見込まれる」に、「規則が定めるところによって」は「規則で定めるところにより」に修正することが適当である。

第7条に次の1項を加えることが適当である。

- 3 投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、本件埋立てに賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

第8条第2項各号は、次のように修正することが適当である。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自ら記載しないもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

第8条に次の1項を加えることが適当である。

- 3 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の

記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

第9条第1項中「投票資格者総数の4分の1以上」は「投票資格者の総数の4分の1」に修正することが適当である。

第10条第2項中「情報の提供に際しては、本件埋立についての賛否両論を公平に扱わなければならない」は「情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする」に修正することが適当である。

第12条中「その他規則で定めるもの」は「その他の規則で定めるもの」に、「昭和二十二年法律第六十七号」は「昭和22年法律第67号」に、「規定に基づき、市町村の事務とすることができる」は「規定により、市町村が処理することとする」に修正することが適当である。